

# ○京都府立大学部局長会議規程

(平成27年京都府立大学規程第4号)

(設置)

**第1条** 京都府立大学(以下「本学」という。)の運営に関する重要事項を協議し、処理するため、本学に京都府立大学部局長会議(以下「部局長会議」という。)を置く。

(組織)

**第2条** 部局長会議は、次の各号に掲げる構成員によって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 各学部長、生命環境科学研究科長及び食の文化学位プログラム長
- (4) 附属図書館長
- (5) 教務部長
- (6) 学生部長
- (7) 入試部長
- (8) 企画戦略部長
- (9) 事務局長
- (10) その他の事務管理職員

(所掌事項)

**第3条** 部局長会議は、次に掲げる事項を協議し、処理する。

- (1) 本学の運営上の重要事項の決定に際し、学長に意見を述べること
  - (2) 本学の運営上の重要事項について、教職員等へ伝達、周知すること
  - (3) その他学長が必要と認めること
- 2 各種委員会等他の組織の所掌事項について、当該組織の審議を踏まえて処理することができるものとし、意見等が相違する場合は、学長が決定する。

(議長)

**第4条** 部局長会議は学長が招集し、議長となる。

- 2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(代理出席)

**第5条** 第2条第3号から第8号までに掲げる者が出席できないときは、当該構成員は、学長の許可を得て指名する者に代理させることができる。

(構成員以外の出席)

**第6条** 議長は、必要に応じ、第2条に定める者以外の者を出席させて説明を求め、または意見を述べさせることができる。

(庶務)

**第7条** 部局長会議に関する庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

**第8条** この規程に定めるもののほか、部局長会議の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

**附 則**

この規程は、平成27年4月8日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和6年4月1日から施行する。